熊谷市監査委員公告第１３号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づき定期監査を実施し、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を決定したので、別添のとおり公表する。

令和７年１１月２０日

熊谷市監査委員　富　井　晴　夫

熊谷市監査委員　腰　塚　菜穂子

令和７年度環境部定期監査結果報告書

１　監査の種類

熊谷市監査基準第２条第１項第１号に掲げる監査

２　監査の対象

⑴　対象部局等

環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、妻沼南河原環境浄化センター、環境美化センター

⑵　対象事務

令和６、７年度における財務に関する事務の執行及び行政事務について

３　監査の着眼点

⑴　収入事務　①　必要な帳簿類は整備されているか。
②　帳票等と現金は突合しているか。
③　納入の通知は適正に行われているか。
④　補助金申請の手続は適切にされているか。

⑵　支出事務　①　必要な手続は行われているか。
②　適正な支出となっているか。

⑶　契約事務　①　安易に随意契約を採用していないか。
②　完了報告を漏れなく受領しているか。
③　検査結果通知書等は作成されているか。
④　履行確認、支出等は契約書等に基づき適正に行われているか。

⑷　補助金　①　交付に当たって根拠等審査は適切か。
②　実績報告書を提出させているか。
③　補助金の支出や精算が規則等に基づき適正に行われているか。

⑸　負担金　①　公益性のない事業又は団体に対して負担していないか。
②　負担効果の点から整理すべきものはないか。

⑹　工事　①　工事の実施は計画的に行われているか。
②　業者の選定は適切か。

⑺　財産管理　①　備品の登録に漏れはないか。
②　返納手続をせずに処分していないか。

⑻　その他　事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

４　監査の主な実施内容

リスクを考慮し、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説

明を聴取した。

主な監査項目

⑴　収入事務

①　現金出納簿

②　切手、為替、小切手、金券、商品券等管理簿

③　県支出金「クビアカツヤカミキリ防除対策事業費補助金」

④　雑入「電気自動車急速充電器利用実費徴収金」

⑤　畜犬登録等手数料

⑥　雑入「資源物売払収入」

⑦　第一水光園電柱等使用料

⑧　荒川南部環境センター浄化槽汚泥投入使用料

⑨　荒川南部環境センター汚泥発酵肥料売払収入

⑩　妻沼南河原環境浄化センター浄化槽汚泥投入使用料

⑪　妻沼南河原環境浄化センター汚泥発酵肥料売払収入

⑫　ごみ処理手数料

⑬　国庫支出金「廃棄物処理施設整備交付金」

⑭　リサイクル品売払収入

⑵　支出事務

①　第一水光園管理運営経費「施設その他修繕料」

②　一般廃棄物最終処分場維持管理経費「施設その他修繕料」

⑶　契約事務

①　アライグマ防除業務委託（熊谷・大里・妻沼・江南地区）

②　暑さ対策スマートパッケージ作成業務委託

③　公衆便所清掃業務委託

④　脱水汚泥溶出試験２５項目及びダイオキシン類等測定業務委託

⑤　焼却炉等ダイオキシン類等測定分析業務委託

⑥　放流水水質測定業務委託

⑦　室内ワックス清掃及びその他の清掃業務委託

⑧　一般廃棄物最終処分場施設維持管理業務委託

⑷　補助金

①　再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置費補助金

②　熊谷市環境衛生協議会補助金

⑸　負担金

①　エコライフフェア２０２４負担金

②　ムサシトミヨ保全推進協議会負担金

③　全国都市清掃会議負担金

④　元荒川上流土地改良区排水負担金

⑤　天神河原用水使用負担金

⑹　工事

①　熊谷駅正面口（県道側、駅前広場）及び籠原駅南口・北口冷却ミスト消

耗品交換工事
② 旧妻沼清掃センター解体工事

⑺ 財産管理
備品台帳一覧表

⑻ その他
① 出勤簿
② 時間外勤務集計データ
③ 準公金関係書類
④ 薬剤等購入費で購入した薬剤等についての管理簿

5 監査の実施場所及び期間

⑴ 実施場所
監査委員事務局、環境政策課、環境推進課、第一水光園、荒川南部環境センター、環境美化センター、江南行政センター大会議室

⑵ 監査期間
令和７年７月３０日から令和７年９月２６日まで

6 監査の結果

以下のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらの措置を講じ、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

⑴ 収入事務
① 現金領収書について、分任出納員氏名欄にあらかじめ特定の職員名が記載されていたので、現金取扱いの手引に基づき、実際に収納した分任出納員の氏名を記載するべきである。 【環境政策課、第一水光園】
② 雑入「電気自動車急速充電器利用実費徴収金」について、電気自動車充電施設利用申請書の文書収受が行われていなかったので、熊谷市文書管理規程第１２条に基づき適正な事務処理を行うべきである。【環境政策課】
③ 第一水光園電柱等使用料及び荒川南部環境センター浄化槽汚泥投入使用料について、納期限が調定の日から２０日以内になっていなかったので、熊谷市会計事務規則第２１条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【第一水光園、荒川南部環境センター】
④ 現金領収書について、控えの分任出納員氏名欄が未記入のものがあったので、現金取扱いの手引に基づき、実際に収納した分任出納員の氏名を記載するべきである。 【環境美化センター】

⑵ 支出事務
① 駐車場使用料について、資金前渡金の精算が翌月の５日までに行われていないものがあったので、熊谷市会計事務規則第７１条に基づき適正な事務処理を行うべきである。 【環境政策課】
② 一般廃棄物最終処分場維持管理経費「施設その他修繕料」について、受注者から提出された修繕完了届に収受印の押印がなかったので、熊谷市文

書管理規程第１２条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境美化センター】

⑶　契約事務

①　アライグマ防除業務委託について、受託者から提出された報告書（紙文書）に収受印の押印がなかったので、熊谷市文書管理規程第１２条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境政策課】

②　一般廃棄物最終処分場施設維持管理業務委託について

【環境美化センター】

ア　受託者から提出された課税事業者届出書の文書収受が行われていなかった。また、受託者から提出された業務委託報告書に収受印の押印がなかったので、熊谷市文書管理規程第１２条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

イ　仕様書に定められた作業予定表の提出を受けていなかったので、契約条項に基づき適正な事務処理を行うべきである。

ウ　一般廃棄物処理手数料の収納の事務を委託するにあたり、歳入の収納の事務を委託した旨の告示をしていなかった。また、受託者に収入事務受託者である旨を証する書類を交付していなかったので、熊谷市会計事務規則第３５条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

⑷　補助金

令和６年度熊谷市環境衛生協議会補助金について、協議会の支出額を上回る額の補助金が交付されていたので、熊谷市環境衛生協議会補助金交付要綱及び熊谷市補助金等の交付手続等に関する規則第１７条第２項に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境推進課】

⑸　負担金

エコライフフェア２０２４負担金及びムサシトミヨ保全推進協議会負担金について、負担金の交付を受ける団体から提出された申請書等が文書収受されていなかったので、熊谷市文書管理規程第１２条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境政策課】

⑹　工事

熊谷駅正面口（県道側、駅前広場）及び籠原駅南口・北口冷却ミスト消耗品交換工事について、収受した紙文書に文書番号が記載されていないものがあったので、熊谷市文書管理規程第１２条に基づき適正な事務処理を行うべきである。　【環境政策課】

⑺　財産管理

すでに廃棄された備品が台帳に掲載されていたので、熊谷市物品管理規則第２６条に基づき適正な事務処理を行うべきである。

【環境推進課、荒川南部環境センター、環境美化センター】

⑻　その他

①　くまがやエコライフフェア実行委員会及びムサシトミヨ保全推進協議会の会計処理において、支出伝票の起案日が支出後となっていたもの、課

長の決裁印がない伝票及び立替払いが見受けられたので、熊谷市準公金取扱要綱に基づき、適正な事務処理を行うべきである。　【環境政策課】

② 全国都市清掃会議関東地区協議会清掃行政研究会北ブロック研究会の預金通帳等の管理について、預金通帳と届出印が同じ場所で管理されていたので、熊谷市準公金取扱要綱第６条第１項第５号に基づき適正な管理を行うべきである。　【環境推進課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善の指導を行った。

7　意見

負担金の交付に係る事務処理について

負担金の交付先である団体の長を市長が兼ねているものがあったので、令和５年１０月３１日付け事務連絡「補助金等の交付に係る事務処理について（通知）」に基づき、団体に対し、副会長等に負担金の交付申請等に係る事務を委任するように指導するべきである。